

ひたちなか市告示第132号

令和5年度ひたちなか市空家等を活用した地域交流拠点づくり支援 補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域のつながりを維持するとともに、更なる地域の活性化を図るため、空家等を地域交流拠点として活用しようとする地域団体が行う空家等の改修等に要する経費について補助金を交付することに関し、ひたちなか市補助金等交付規則（平成6年規則第40号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空家等 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する空家等であって、おおむね1年以上にわたり居住その他の使用がなされていないものをいう。
- (2) 空家等の改修等 空家等を地域交流拠点として活用するために必要な改修、備品の購入等をいう。
- (3) 市民 ひたちなか市自立と協働のまちづくり基本条例（平成22年条例第2号）第2条第4号に規定する市民をいう。
- (4) 地域交流拠点 次に掲げる要件の全てを満たす地域交流の拠点となる施設をいう。
 - ア 地域のつながりの維持及び再生並びに地域の活性化に資するため、年間を通じて開設することが見込まれること。
 - イ 政治活動、宗教活動、営利を目的とする活動又は公序良俗に反するおそれのある活動の用途に供するものでないこと。
- (5) 地域団体 次のいずれかに該当する団体をいう。
 - ア 自治会、コミュニティ組織その他の市内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体
 - イ 市内を活動の基盤としている団体であって、公共の利益の増進を目的としたまちづくりに取り組む団体のうち市長が認めるもの

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができるもの（以下「補助対象者」という。）は、空家等の改修等を行い、当該空家等を10年以上継続的に地域交流拠点として活用していくことが見込まれる地域団体とする。

（補助事業）

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、補助対象者が行う事業のうち、次に掲げる要件の全てを満たす空家等の改修等を行う事業とする。

（1） 空家等が市内に所在すること。

（2） 空家等の所有者から、空家等の改修等を行い、地域交流拠点として使用することの承諾を得ていること。

（3） 空家等が建築基準法（昭和25年法律第201号）その他関係法令に適合していること。

2 補助対象者は、補助事業の実施に当たり、次に掲げる要件の全てを満たす市民の交流を図ることを目的とした事業（以下「地域交流事業」という。）の実施に努めるものとする。

（1） 地域交流拠点の整備に資するものであること。

（2） 市民の協働により行うものであること。

（3） 建築士その他専門家の協力の下、事業に参加する市民（以下「参加者」という。）の安全を確保できる体制を整備できているものであること。

3 補助対象者は、地域交流事業の実施に当たり、参加者の事故等に備えるための保険に加入するよう努めるものとする。

（補助対象経費）

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業に要する経費のうち、別表に掲げるものとする。

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、予算の範囲内とし、次に掲げる額のいずれか低い額とする。

（1） 1,000,000円

（2） 補助対象経費の合計額に3分の2を乗じて得た額

2 前項の規定により算定した補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

（補助金の交付申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、令和5年度ひたちなか市空家等を活用した地域交流拠点づくり支援補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添付して、これを市長に提出しなければならない。

- (1) 令和5年度ひたちなか市空家等を活用した地域交流拠点づくり支援事業計画書(様式第2号)
- (2) 令和5年度ひたちなか市空家等を活用した地域交流拠点づくり支援事業収支予算書(様式第3号)
- (3) 空家等の付近見取図
- (4) 空家等の間取り図(空家等の改修を行う場合にあっては、改修箇所を記したもの)
- (5) 空家等の改修等後における各部屋の利用目的を記した間取り図
- (6) 空家等の外観及び内観の写真
- (7) 空家等についておおむね1年以上にわたり居住その他の使用がなされていないことが分かる書類
- (8) 空家等の所有者が分かる書類
- (9) 契約書の写し又は承諾書(様式第4号)(空家等を使用貸借契約又は賃貸借契約に基づき活用する場合に限る。)
- (10) 見積書の写しその他の補助対象経費の額が分かる書類の写し(補助金の交付決定等)

第8条 市長は、前条の規定による申請があった場合には、その内容を審査し、補助金を交付することを決定したときにあっては令和5年度ひたちなか市空家等を活用した地域交流拠点づくり支援補助金交付決定通知書(様式第5号)により、補助金を交付しないことを決定したときにあっては令和5年度ひたちなか市空家等を活用した地域交流拠点づくり支援補助金不交付決定通知書(様式第6号)により、それぞれ当該申請者に通知するものとする。

2 市長は、前条の規定による申請があった場合には、当該申請を受けた日から起算して30日以内に補助金の交付の適否の決定を行うものとする。

(実績報告)

第9条 補助金の交付の決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は当該年度の末日のいずれか早い日までに、令和5年度ひたちなか市空家等を活用した地域交流拠点づくり支援事業実績報告書(様式第7号)に、次に掲げる書類を添付して、これを市長に提出しなければならない。

- (1) 令和5年度ひたちなか市空家等を活用した地域交流拠点づくり支援事業成果書(様式第8号)
- (2) 令和5年度ひたちなか市空家等を活用した地域交流拠点づくり支援事業収支決算書(様式第9号)
- (3) 領収書の写しその他の補助対象経費の額が分かる書類の写し
- (4) 空家等の改修等の着手前及び施工中の写真並びに完了を確認することが

できる写真

(5) 地域交流事業の実施を確認することができる写真（地域交流事業を実施した場合に限る。）

（経理）

第10条 補助事業者は、補助金に係る経理について、その収支を明確にした帳簿その他書類等を補助事業が完了した日の属する会計年度の末日の翌日から起算して5年間保存するものとする。

2 市長は、前項の期間、必要に応じ関係書類の提出を求めることができる。

（補則）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付 則

この告示は、公布の日から施行する。

別表（第5条関係）

経費名	内訳
報償費	空家等の改修等及び地域交流事業の実施に当たり必要となる建築士その他専門家への謝礼等に係る経費
需用費	地域交流事業の実施に当たり必要となる建築材料、燃料、消耗品等の購入に係る経費
	地域交流事業の周知に係る印刷製本費
役務費	空家等の改修等に当たり必要となる家財道具等の撤去及び廃棄に係る経費
	地域交流事業の参加者の保険料
工事請負費	空家等の改修等に当たり必要となる内外装工事、設備更新工事、外構工事、耐震改修工事等に係る経費
備品購入費	地域交流事業の実施に当たり必要となる備品の購入に係る経費
	地域交流拠点の施設の活用を開始するに当たり、最低限必要となる備品の購入に係る経費

年 月 日

ひたちなか市長 殿

申請者
住所（所在地）
団体等名称
代表者氏名

令和 5 年度ひたちなか市空家等を活用した地域交流拠点づくり支援
補助金交付申請書

令和 5 年度ひたちなか市空家等を活用した地域交流拠点づくり支援補助金の交付を受けたいので、令和 5 年度ひたちなか市空家等を活用した地域交流拠点づくり支援補助金交付要綱第 7 条の規定により、関係書類を添付して下記のとおり申請します。

記

- 1 交付申請額
金 円
- 2 付記事項

3 添付書類

- (1) 令和5年度ひたちなか市空家等を活用した地域交流拠点づくり支援事業計画書（様式第2号）
- (2) 令和5年度ひたちなか市空家等を活用した地域交流拠点づくり支援事業収支予算書（様式第3号）
- (3) 空家等の付近見取図
- (4) 空家等の間取り図（空家等の改修を行う場合にあっては、改修箇所を記したものを）
- (5) 空家等の改修等後における各部屋の利用目的を記した間取り図
- (6) 空家等の外観及び内観の写真
- (7) 空家等についておおむね1年以上にわたり居住その他の使用がなされていないことが分かる書類
- (8) 空家等の所有者が分かる書類
- (9) 契約書の写し又は承諾書（様式第4号）（空家等を使用貸借契約又は賃貸借契約に基づき活用する場合に限る。）
- (10) 見積書の写しその他の補助対象経費の額が分かる書類の写し

様式第 2 号（第 7 条関係）

令和 5 年度ひたちなか市空家等を活用した地域交流拠点づくり支援
事業計画書

1 地域団体

団体等名称		
代表者氏名		
所在地（主たる事務所）		
連絡先	電話	
	F A X	
	メールアドレス	
これまでの活動実績		
申請時における活動人員		

2 事業概要

対象の 空家等	所在地		
	種類（用途）		
	空家等となった日		
	権利関係	建物	所有 ・ 賃貸借 ・ 使用貸借
土地		所有 ・ 賃貸借 ・ 使用貸借	
空家等 の改修 等の概 要	空家等の改修等の 内容（箇所や施工 者等）		
	地域交流事業の内 容		

3 地域交流拠点の目的及び効果

活動時間及び 活動日数	1日当たりの活動時間： 1月当たりの活動日数：
活動の目的及び 活動の内容	(活動を実施する理由・地域の背景，具体的な活動内容等)
活動の公益性	(市民の交流を目的とするなど，公共の利益の増進に寄与するものか)
活動の効果	(地域のつながりの維持及び再生並びに地域の活性化に資するものか)
活動の実行性 及び継続性	(人員体制，自主財源の確保の方法等)
関係団体等	
その他	

様式第3号（第7条関係）

令和5年度ひたちなか市空家等を活用した地域交流拠点づくり支援
事業収支予算書

1 収入予算 （単位：円）

科目	予算額	摘要（積算基礎）
合計		

2 支出予算 （単位：円）

科目	予算額	摘要（積算基礎）
合計		

様式第4号（第7条関係）

ひたちなか市長 殿

承諾書

（建物の所有者）

申請者である が、令和5年度ひたちなか市空家等を活用した地域交流拠点づくり支援事業計画書に基づき、私が所有する建物の改修等を行い、その建物を10年以上にわたり地域交流拠点として使用することについて承諾します。

年 月 日

住所

氏名

（本人が自署しない場合は、記名押印してください。）

所有する建物の所在地

（土地の所有者）

申請者である が、令和5年度ひたちなか市空家等を活用した地域交流拠点づくり支援事業計画書に基づき、私が所有する土地を10年以上にわたり地域交流拠点として使用することについて承諾します。

年 月 日

住所

氏名

（本人が自署しない場合は、記名押印してください。）

所有する土地の所在地

※ 申請者が、空家等の所有者である場合には、承諾書を作成する必要はありません。

※ 共有名義など所有者が複数いる場合は、全員分の承諾書を作成してください。

様式第 6 号（第 8 条関係）

ひたちなか市指令第 号

令和 5 年度ひたちなか市空家等を活用した地域交流拠点づくり支援
補助金不交付決定通知書

申請者

住所（所在地）

団体等名称

代表者氏名 殿

年 月 日付けで申請のありました令和 5 年度ひたちなか市空家等
を活用した地域交流拠点づくり支援補助金については、下記の理由により交付しな
いことと決定しましたので、令和 5 年度ひたちなか市空家等を活用した地域交流拠
点づくり支援補助金交付要綱第 8 条第 1 項の規定により通知します。

年 月 日

ひたちなか市長



記

不交付の理由	
--------	--

年 月 日

ひたちなか市長 殿

補助事業者

住所（所在地）

団体等名称

代表者氏名

令和5年度ひたちなか市空家等を活用した地域交流拠点づくり支援
事業実績報告書

年 月 日付けひたちなか市指令第 号で交付の決定を受けた
事業が完了したので、令和5年度ひたちなか市空家等を活用した地域交流拠点づく
り支援補助金交付要綱第9条の規定により、下記のとおり関係書類を添付して報告
します。

記

1 交付決定額

金 円

2 精算額

金 円

3 付記事項

4 添付書類

- (1) 令和5年度ひたちなか市空家等を活用した地域交流拠点づくり支援事業
成果書（様式第8号）
- (2) 令和5年度ひたちなか市空家等を活用した地域交流拠点づくり支援事業
収支決算書（様式第9号）
- (3) 領収書の写しその他の補助対象経費の額が分かる書類の写し
- (4) 改修等の着手前及び施工中の写真並びに完了を確認することができる写
真
- (5) 地域交流事業の実施を確認することができる写真（地域交流事業を実施
した場合に限る。）

様式第 8 号（第 9 条関係）

令和 5 年度ひたちなか市空家等を活用した地域交流拠点づくり支援
事業成果書

事業の内容

実施期間	
実施場所	
改修等箇所と内容	
購入した備品等	
地域交流事業の内容（実施できなかった場合は、その理由）	

様式第9号（第9条関係）

令和5年度ひたちなか市空家等を活用した地域交流拠点づくり支援
事業収支決算書

1 収入決算 （単位：円）

科目	予算額	決算額	比較増減額	摘要（説明）
合計				

2 支出決算 （単位：円）

科目	予算額	決算額	比較増減額	摘要（説明）
合計				

3 収入支出差引 （単位：円）

収入決算額	支出決算額	収入支出差引額	摘要（てん末）

備考

- 1 令和5年度ひたちなか市空家等を活用した地域交流拠点づくり支援事業収支
予算書の記載内容に準じて作成してください。
- 2 摘要欄には、内訳を記載してください。